

# 藤本清二郎『近世身分社会の仲間構造』 (部落問題研究所、2011年)

吉田 勉

## はじめに

著者は、前作『近世賤民制と地域社会』（清文堂、1997年）では、「被差別ムラ」を主体において、本書『近世身分社会の仲間構造』では、「かわた身分仲間」を主体において、日本近世身分社会における地域社会と政治世界の特質を解明しようとしてきた。この書評では、まず、本書の課題と方法に言及しつつ、和歌山藩領のかわた身分仲間の形成と展開にかかる研究成果を概観し、次に、著者の方法がこれまでの近世身分制研究史のなかでいかなる位置をもつかについて考えてみたい。

なお、本書は、渡辺広の紀州の地域史研究を引き継ぎつつ、「紀州藩牢番頭家文書」を主史料として、著者がおよそ30年の歳月をかけて叙述した労作である。また、著者は、①「非人」=乞食集団、②牢番役をはじめとする諸役負担、③19世紀の近世賤民制の解体過程、を研究テーマとした本書の続刊を準備していることも付け加えておきたい。

## 1 本書の構成

本書は、既発表稿・新稿を含め、次のような論考で構成されている。

序章 課題と方法

第一部 藩領かわた村々と牢番頭仲間

第一章 紀ノ川筋のかわた村—立地と中世系譜—

第二章 掃除頭の成立と紀ノ川筋のかわた村

第三章 かわた村々締方体制の成立

第四章 紀ノ川筋の対抗関係—掃除役米拒否の意味—

第五章 寺院境内の開帳・芝居とえた勸進権

第二部 城付かわた村と牢番頭仲間

第六章 牢番頭仲間の家系と奉公株

第七章 城付かわた村と牢番頭仲間・肝煎仲間

第八章 村役人と「手下の構造」—元文五年村方騒動の意義—

第九章 城付かわた村の都市的性格・住民構成

第一〇章 城付かわた村の経済構造

付論 和歌祭と城付かわた村

終章 結語

## 2 課題と方法

### 1 課題

本書の課題は、著者が「序章 課題と方法」の冒頭で書いているように、①日本近世社会を「身分制社会」と理解し、その社会において一定の構成的比重をもっているかわた身分仲間の集団構造の分析を行うもので、その分析は地域社会と政治世界の特質の解明に通じる、②論述の対象は、畿内近国地域に位置する紀州徳川藩領におけるかわた身分仲間の形成過程、展開過

程とする、というものである。

## 2 方法

このように課題を設定した著者は、1970年以前と以後の近世身分制研究史の流れについて、1970年以前の近世身分制論を「ごく大まかにいえば権力の政策論」とし、1970年代以降の研究史について、「身分社会論」「身分集団論」が主流になったと総括する（こうした研究史の総括については後述）。

著者によれば、①こうした身分論の主流となった身分的周縁論は「政治社会での公認という基軸による、中心一周縁という円形モデル」を伴うことになるが、この「中心一周縁」モデルは弾左衛門支配にはあてはまるが、多元性を特質とする畿内近国にはあてはまらない、②それゆえ、近世身分制研究は、かわた身分の「多様性」を具体的に検討するべき段階に入っている、としている。

また、著者は、「かわた身分仲間」を主体とする分析方法にかかわって、「身分仲間」は一次的には社会のなかで形成されることを前提として、領主権力は二次的に身分形成に関与するとの見通しを述べている。方法的には、社会分析を先行させ、さらに政策分析を行い、「社会と権力作用が結合した社会身分論」の展開をめざしていると言ってよいだろう。

なお、著者は、前著『近世賤民制と地域社会』において、「被差別ムラは成立させられるのではなく、形成される（つまり、住民が形成する）」との結論を導いている。

## 3 研究成果

次に、こうした課題と方法に基づく本書の研究成果を概観してみよう。

## 1 紀州徳川藩領における二つのモデル

本書はおよそ400頁の大著であり、第一部は「藩領かわた村々と牢番頭仲間」を、第二部は「城付かわた村と牢番頭仲間」を論ずるものである。この書評では、各章の叙述を逐次的に追うことはせず、著者が紀州徳川藩領のかわた村々の研究の中から、「紀ノ川筋のかわた村」と「城付かわた村」という二つのモデルを析出していることに着目し（著者自身はモデルという言葉を使っていない）、二つのかわた村モデルの形成・展開過程、地域社会（百姓村）と権力との関係、それぞれの内部構造、経済構造、相互の関係、地域社会における開帳・芝居興行・和歌祭との関係などについて、大づかみに概観してみることとする。

なお、あらかじめ紀州和歌山城主の変遷について概説しておく、豊臣政権期の羽柴（後に豊臣）秀長・同秀保、徳川政権初期の浅野行長・同長晟を経て、元和5年（1619）の徳川頼宣の入封以降、幕末まで紀州徳川家支配が続くことになる。

## 2 「紀ノ川筋のかわた村」モデル

著者は、「紀ノ川筋のかわた村」モデルとして、伊都郡・<sup>なぐさ</sup>名草郡・<sup>なかつ</sup>那賀郡のかわた村々を取りあげている。

中世・近世移行期の「紀ノ川筋のかわた村」モデルの特徴について、①中世被差別民である細工・河原者等の集落形成が歴史的前提となっており（中世起源）、②その集落は、斃牛馬処理、神社の皮的皮の上納などの出入りのほか、農業の発展が顕著で、「職業複合的地縁的身分共同体」と規定すべき特質を有していた、③近世初期、領主権力はこれらの集落構成員を「かわた」身分とし、この地域のかわた村は「郡奉行一大庄屋」の指揮系統におかれ、所持高に対する百姓

役を免除＝無役とするかわりに、刑吏役など身分固有の諸役を負担する場合もあった、とした上で、「かわた身分のあり方を規定する領主支配の関与は二次的で、限定的であった」と結論づけている。

では、かわた身分の形成にとって、近世領主権力の関与を二次的とするならば、著者は、一次的な関与主体である社会をどのように想定しているのだろうか。著者は、中世以来のかわた仲間の集落＝共同体の固有の基盤として草場権があり、その結果、死牛馬の穢れイデオロギーも加わって、すでに形成されていた惣村結合には対等に参加できず、「(百姓) 共同体」からの「排除＝差別」の構造が展開されたとして、かわた差別を「共同体からの排除」と定義している。一次的な関与主体は百姓共同体、もしくはかわた村を排除・差別する地域社会ということになるのだろう。

### 3 「城付かわた村」モデル

著者は、「城付かわた村」モデルとして、近世和歌山城の城郭の南東部に隣接する名草郡岡嶋村を取り上げている。なお、同村は、同郡岡町村の小名＝枝郷として位置づけられていた。

著者によれば、豊臣秀長入国以前の岡嶋村かわたは、広瀬村（豊臣期の和歌山城に近接）に居住する細工集団で、豊臣時代の和歌山城建設に伴って、城内の掃除役を命じられたのが「城付かわた村」としてのスタートであった。

やがて、徳川支配時代になって、浅野氏が城下町を整備・拡大した時に、広瀬村に居住する細工集団は、和歌山城の外縁部にある岡嶋エリアに移転させられ、それ以降幕末まで、岡嶋村は「城付かわた村」として、初め掃除頭仲間を、やがて牢番頭仲間を輩出し続ける。なお、岡嶋村の掃除頭・牢番頭の系譜には、当初、和歌山城の北部の平井村に出自をもつ甚四郎家と、広

瀬村に出自をもつ又五郎・糸若家の二つの流れがあり、近世初期には主導権争いをしている。

和歌山藩権力は、羽柴秀長・浅野氏段階で、甚四郎家と又五郎・糸若家を掃除頭仲間に取り立てて、藩政の機構に組み込むとともに、紀ノ川筋の口四郡（名草・那賀・伊都の三郡と西部海辺の海士郡の一部）のかわた村々に掃除役米を課し、掃除頭＝掃除役米体制が形成される。次いで、徳川段階になると、牢屋番にかかわる役務が「城付かわた村」である岡嶋村に課され、掃除頭体制から牢番頭体制に移行していくことになる。なお、掃除役はかわた身分請であり、一方、牢番頭の任命にあたっては、掃除頭三人を直接の扶持（切米・扶持米）の給与を通じて主従制的に召抱えており、権力は掃除頭を牢番頭という主従制の原理で捉え直したのである。

次に、「城付かわた村」の内部構造・経済構造を見ておこう。まず、内部構造であるが、①支配関係としては「牢番頭仲間・肝煎仲間（組頭仲間）・手下」、②経済関係としては「地主・家持・借家層」、③階級・階層関係としては「村役人・小前」、などの対抗関係があった。

次に経済構造であるが、都市と農村の境界に位置する「城付かわた村」である岡嶋村は都市的性格を持っており、①藩への役務従事に伴う手当、②農業生産（農業日雇・小作を含む）、③皮革生産とその加工、④皮商い・博労、⑤雪駄直し、⑥芸能稼ぎ（節季候・鳥追・大黒舞を含む）、⑦芝銭収入、などその生業は極めて多様で、同村の人口拡大をもたらした。岡嶋村かわたの人口は18世紀前半に1,000人規模で、自然増・社会的流入者を含め、幕末には4,500人規模に拡大している。

### 4 貫徹しなかった頭支配

このように、紀州徳川藩領のかわた身分支配は、掃除頭・牢番頭を「城付かわた村」から任

命し、「紀ノ川筋のかわた村々」を掃除役米体制に組み込みながら展開していった。では、紀州における頭支配は、弾左衛門支配が関八州などの全領域に及んだように、和歌山徳川藩領全体に及んだのだろうか。著者は、そもそも紀伊徳川家領は紀伊半島東西（紀州・勢州）の広域に及んでおり、牢番頭仲間の影響の及ぶ範囲は（藩府和歌山を含むもの）藩領全体のごく一部であり、紀ノ川筋に限ってみた場合にも、牢番頭仲間と独立村のかわた村諸村との力関係は五分五分であり、経済的な基礎を持つ強力な頭支配はほとんどなかった、と結論づけている。

本書の叙述に即して、頭支配の状況や、かわた村々の支配体制を見てみよう。

まず、頭支配の状況であるが、①17世紀前半の借銀証文によれば、岡嶋村の頭仲間は伊都郡狩宿村の有力かわた層から、合わせて銀1貫350目という大金を融通されている。この時期、牢番頭仲間は経済的に逼迫しており、紀ノ川筋の村々は経済力において優勢であった。また、享保期には紀ノ川筋かわた村は、牢番頭仲間に対抗して掃除役米拒否闘争に取り組むなど抵抗の姿勢を崩さなかった、②元禄期以降、和歌山藩は殺牛禁止を主眼とする営業統制（蠟皮・博勞統制）に乗り出し、岡嶋村牢番頭仲間の六太夫・佐太七を「和歌山頭」としているが、「穢多仲間」全体の頭としての実態はなく、「穢多仲間」の管理は「勘定奉行―郡奉行―大庄屋―有力かわた村々」が担った、③18世紀末には、牢番頭仲間の頭取を「締方役人」とし、統治機関としての「締方役所」が設定されたが、郡中かわた村の実際の統治は「勘定奉行―郡奉行―大庄屋・本村庄屋―かわた村役人」の系統で行われており、著者は「政道」・裁判・人別支配は頭支配下ではなく、郡奉行支配下にあり、村請制地方支配が貫徹していたと結論づけている。和歌山徳川藩領では、頭支配は貫徹しえな

かったのである。

## 5 かわた身分仲間の基盤としての草場制・芝場制

さて、冒頭で述べたように、本書はかわた身分仲間を主体において、和歌山藩領におけるかわた村の形成と展開過程を論じている。これもすでに述べたように、著者は、かわた村の中世における形成過程は、草場権と呼ばれる手工業的な生産手段を獲得したことに共通の特質があるとし、これがかわた身分仲間＝小共同体の基盤であり、固有性であると述べている。

かわた身分仲間の主体性・自生性の基盤を草場に置いていると言ってよいだろう。著者は、草場にかかわる享保期の「讓状取替証文之事」を検討し、草場制とは、かわたがエリア内の村々に立ち入り、斃牛馬を解き捌き、「実・皮（肉と皮）」を取得する権利を保障するものであることや、その権利が中世期にさかのぼることを明らかにしている。

また、かわた仲間は、14世紀末から15世紀初めには、地域の神社との出入り関係（勧進権）をもっており、近世になっても、近世狩宿村のかわたが隣接する粉河庄猪垣村・藤井村の産土神の射初め式において、鹿の的皮を献じており、また高野山領御所村八幡神社の的の行事に使う的皮（牛皮）を持参するなどしている。

草場の権利は、斃牛馬処理権ばかりではなく、エリア内の勧進にも及んでいたのである。著者は、さらに寺院境内の開帳・芝居にかかわるかわたの勧進権を「<sup>しば</sup>芝場」と呼んで、17世紀中葉の道成寺にかかわる争論を検討している。

17世紀中葉、道成寺の開帳・芝居興行をめぐって、穢多仲間が「古法」に従って、開帳芝居が行われている境内に入り込み、芝居については十歩一・木戸番賃・紙札などを受け取り、出店する諸商人から芝銭を取ることを主張したが、村方は穢多の主張を認めず、穢多の入り込

みを拒否するにいたり、その後、道成寺もかかわって、長期にわたる訴訟となる。

この訴訟は、①第一段階では、道成寺の会式には入り込ませず、芝居への入り込みは認め、入り込み契約・諸銭の授受は相対にて行うものとする、という内容で内済となり、かわたの芝場権は基本的に認められた、②第二段階では、道成寺が、①の内済を不満として、境内へのかわた入り込みは「往古よりの寺法」に反すとして訴訟に及び、③第三段階では、道成寺が提訴してから12年後、郡奉行と寺社奉行が交わした手紙によると、藩権力は海士・名草・伊都郡の事例の調査などを踏まえ、かわたの境内への入り込み禁止は難しいとの見解を示した。かわた身分仲間の芝場権は基本的に認められたのである。

この争論に際して、<sup>たからむら</sup>財部村のかわたは草場証文を提出して芝場権の正統性を主張しており、草場は警固・芝銭徴収の芝場権利を含むものと認識していたことが分かる。実際、彼らは「是迄、私共芝場之儀二付、彼是異論ニ及候義も無御座、証文等取出し申儀も無御座入込候」と述べている。また、和歌の浦に勧請された東照宮の祭礼である和歌祭において、「城付かわた村」のかわた身分仲間はお旅所の警備や、津料の徴収や、<sup>さいか</sup>雑賀踊太鼓の張替などを担当しており、著者はこれを民間の慣行と定義づけている。

このように、かわた身分仲間の主体性・自生性の基盤には、草場制・芝場制など固有の権利があったのである。なお、著者は、これらの権利が発生する身分付随の勧進の観念は中世にあるが、個別の実態としては近世において拡大して行く近世的な権利であろう、とも言っている。

## 6 結語

ここまで見てきたように、本書はかわた身分仲間を主体として、和歌山徳川藩領における地

域社会と政治世界の特質の解明を試み、かわた身分仲間の自生的形成、かわた村々の内部構造、「紀ノ川筋かわた村々」と「城付かわた村」との対抗関係、藩権力や地域社会（百姓村々）との関係などを多元的に描き、和歌山徳川藩領における地域社会と政治世界の特質を解明することに成功しているように思われる。

著者は、結語として、和歌山徳川藩領のかわた身分制は、個別的分散の身分仲間が割拠存在し、かつ部分的に結合する形の身分制であり、藩領規模の統一的なかわた身分制が存在したと考えるのは幻想であると締め括っている。

## 4 著者の方法と近世身分制研究

さて、最後に、著者の方法がこれまでの近世身分制研究史のなかでいかなる位置をもつのかについて考えてみたい。

### 1 近世政治起源説から身分社会論へ

まず、著者の近世身分制研究史の理解をトレースしておこう（「序章 課題と方法」）。著者は、1970年代以前の近世被差別身分制論を権力の政策論とし、70年代以降、前圭一のかわた身分が持つ草場権の発見、脇田修のこれを「身分的所有」と位置付ける研究、三浦圭一の中世後期の勧進場の発見などがあり、これらによって中世系譜の議論が可能となった。また、ほぼ同時期に、峯岸賢太郎が「かわた」から「穢多」への段階移行という政策論を展開し、高木昭作は国役負担と照応する国家的な身分編成論を展開するなど、かわた役が射程に入った、としつつ、峯岸・高木の両説とも分業論を意識した国家ないし権力による身分編成論であった、としている。

著者の研究史的整理によれば、1970年以前から、峯岸・高木説までは、国家ないし権力によ

る身分編成と総括しており、大枠での近世政治起源説との理解なのだろう。

やがて、渡辺広の中世賤民の内の特定の存在が近世穢多身分に移行すること、共同体からの排除＝差別との見解（社会的身分論）などを踏まえながら、1980年以降、朝尾直弘が身分社会論を提唱し、峯岸も渡辺の方法論を受け入れ、社会レベルの習俗的差別論を提起し、多良鳥哲・細川涼一・藤本清二郎らの研究によって、近世政治起源説は実証的に克服されたとする。1980年代半ばになると、塚田孝・吉田伸行・脇田修らの身分的周縁グループは、朝尾説を強く意識して集団内部の構造を重視した身分集団論や、職分・共同組織・役の三点セットの身分論を提起するようになる。

著者によれば、近世社会全体の議論である身分構造論あるいは身分社会論という普遍的身分論が確立してきたとする一方で、個別課題である近世かわた身分論の検討から、こうした普遍的身分論の方法の妥当性を検証すべき段階に入ったとしている。本書は、方法的には、身分社会論の妥当性の検証の試みでもあったのだろう。

ここでは、高木身分論・朝尾身分社会論・塚田身分的周縁論を参照しながら、著者の方法的優位性と、近世身分制論における課題の所在について検討してみよう。

## 2 高木身分論

まず、高木身分論であるが、農・工・商の被支配身分と国役負担には対応関係があったため、もっぱら役編成が身分を決定する身分論として理解されてきた（『幕藩初期の身分と国役』『歴史学研究』1976年度歴史学研究会大会報告別冊）。

しかし、高木自身、『日本近世国家史の研究』（岩波書店、1990年）の「はしがき」において、

「筆者の主張は、近世における諸身分は、近世国家によって強力に編成された側面とともに、それぞれの身分を成り立たせている基盤である集団が中世以来の自立性を保持している側面を有している、という点にある。したがって、近世の個々人の行動は、国家によって編成された身分的要請からの規定とともに、身分に本来的な、あるいはそれぞれが所属する集団から受ける規定の下に成立し、これらふたつの原理の緊張ないしは対抗関係において理解すべきである」とし、これらの集団の「身分的自立性は近世においても保たれて」おり、「本書の欠陥」は、「国家が諸身分を編成・統合する側面に比重がかかり過ぎている」ことにあるとしている。

また、高木は、近世国家・社会の成立期には、「国土の帰属を決定する権限が秀吉ないしは將軍にあるという暗黙の共通了解」があり、「そのような国土や自然の領有について秀吉や將軍がどのような資格を主張したか、その際に天皇がどのような位置づけを与えられたかということも、本書では十分に論じえなかった課題のひとつである」としている。国土や自然の領有と密接にかかわって、権力が人民に国役を課し、身分を編成する「資格」をどのように担保しているのかを問うべきとしているのである。

高木身分論とは、単なる役による身分編成論ではなく、方法的には、諸身分は国家の規定性と、諸社会集団の中世以来の自立性との対抗関係において理解すべきものであり、権力の身分編成の「資格」を問う国家論や、社会集団の中世以来の自立性と、権力との対抗原理を問う社会集団論を射程においていたのである。近世政治起源説が権力を主体とし、諸社会集団を客体とする言説であったとすれば、高木身分論は権力と諸社会集団をふたつの主体として、その対抗関係のダイナミズムに身分の形成を見ようとしていたのであり、近世政治起源説を超える方

法を提起するものだったと言えよう。高木身分論の方法的再評価が必要ではないか。

### 3 朝尾身分論

次に、論文「近世の身分制と賤民」（『部落問題研究』68号、部落問題研究所、1981年）を手がかりとして、朝尾氏の身分社会論を見てみよう。

朝尾は、「身分といえば、すぐに国家的編成ということが問題にされがち」だが、「それはあくまでも外被、外側からかぶせた覆いにすぎず」、身分はその本質において局地的、特殊的に形成された実態であるとする。こうした身分定義に基づき、だれが町人身分であり、だれが百姓身分であるかを決定するのは、「地縁的・職業的身分共同体」である町や村であったとし、近世の賤民身分は触穢思想をはじめとする多くの要因の影響のもとで、他の身分の共同体から疎外されながら、中世末において、賤民の地縁的共同体が形成されることによって成立したと整理している。賤民身分の共同体を疎外したのは、平民共同体である町や村ということになるのだろう。

朝尾は、一方で、国家的編成は外被にすぎないと言いながら、戦国時代から統一政権の形成に至る領主の皮革需要の拡大は「かわた」を軸とする賤民制度の拡大再生産をもたらしたと考えられるとも述べている。また、領主階級による皮革需要が戦時的な緊迫性を失った時期、すなわち領域支配が本格的に展開する時期になると、皮革産業の相対的比重が低下し、行刑諸役・掃除役等の賤民への賦課、その意義が増大し、後進・中間地帯の大名領主は「かわた」頭を通じて、先進地帯（畿内近国）では「かわた」集落（頭村）を通じて、賤民統制が進むとしている。

朝尾身分論をどう理解すべきなのだろうか。

町や村などの平民共同体が賤民共同体を疎外するというのが、朝尾身分論の基本骨格である。先に述べたように、近世政治起源説が権力を主体とし、諸社会集団を客体とする言説であったとすれば、朝尾身分論は平民共同体を主体とし、賤民共同体を客体とする言説で、近世政治起源説の裏返し（アンチテーゼ）と言うべき共同体決定説である。

しかし、このように共同体決定説を採りながら、一方で、領主権力による賤民制度の拡大や、賤民統制の展開を論ずる。朝尾が共同体決定説に「外被」にすぎない権力論を導入するのは、主体としての権力を外挿しないと、幕藩制下の賤民身分制を位置づけることができないからである。朝尾は、共同体決定説を標榜しながら、実は、密かに近世政治起源説に回帰しているのではないか。

朝尾の方法には、どのように権力は賤民制度の拡大や賤民統制の展開を図る「資格」を担保し、どのように賤民身分集団は権力による賤民制度の拡大や賤民統制に抵抗し、あるいは受容するのか、こうした問いそのものが欠落している。そもそも、朝尾が依拠する「地縁的・職業的身分共同体」としての町や村の「自立性」は、中世後半期を通して、町が中世的諸権門との闘いのなかで獲得した「自治」や、村落が荘園制領主権力や在地領主権力との闘いのなかで獲得した「地下請・村請」を基盤として形成されたものにほかならない。中世の、あるいは近世の町や村という時空間（コスモス）はどのように形成され、その「自立性」はどのように形成されたのかが問われねばならない。「地縁的・職業的身分共同体」とは、高木が指摘したように、権力との対抗関係のダイナミズムの中で形成されたのであり、朝尾説はこうしたダイナミズムを喪失したスタティックな身分論になっている。

## 4 身分的周縁論

次に、塚田の「身分制の構造」(『岩波講座 日本通史』第12巻、岩波書店、1994年)を手がかりに、身分的周縁論を見てみよう。

塚田の身分的周縁論とは、幕藩制国家社会を「政治社会」レベルと「周縁社会」レベルに分節し、穢多身分・非人身分などの利害集団は「政治社会」レベルで権力によって公認されている身分集団であり、一方、身分制社会に収斂しきれないものとして、修験・陰陽師・神職などは本所としての公家や寺社と結びついて組織化を遂げ、また吉原の遊女や売女などは目明しや女衞などによって媒介される存在とされる。

なお、塚田は、「政治社会」レベルと「周縁社会」レベルの諸利害集団は、同種の共同組織が二次的・三次的に重層し、異種の共同組織が複合し、多様な特殊利害が特権の体系をなしていると捉えており、「政治社会—周縁社会」「重層—複合」という概念装置を駆使することで、一見、精緻な身分制社会論を展開し、高木役論と朝尾身分社会論を総合したとしている。

著者も、塚田身分的周縁論を近世身分論の主流になったと評価しているが、はたして、塚田身分論は、高木身分論や朝尾身分社会論を踏まえ、新たな近世身分制社会論を展開しているのだろうか。

塚田の理解によれば、身分制社会とは特権の体系であり、「政治社会」レベルの利害集団は権力による公認によって、「周縁社会」レベルの利害集団も本所などによる組織化によって、確固とした位置を占めようとする衝動を有している。繰り返し述べてきたように、近世政治起源説が権力を主体とし、諸社会集団を客体とする言説であったとすれば、塚田身分的周縁論は、「政治社会」レベルにあっては権力を主体とし、「周縁社会」レベルにあっては本所などを主体

とし、公認を求める諸利害集団を客体とする言説であり、方法的には、近世政治起源説への回帰にはかならないと言うべきだろう。

## 5 著者の方法的優位性と課題の所在

さて、ここまで、本書の課題と方法および研究成果を明らかにするとともに、高木・朝尾・塚田らの身分論を検討してきた。

では、著者の方法は近世身分制研究のなかでどのような位置を持っているのだろうか。方法的に言えば、本書の「藩領規模の統一的なかた身分制が存在したと考えるのは幻想である」との結語は、「一国規模での横断的かつ普遍的な身分というものは、本来、存在しない」とする朝尾直弘の身分社会論に連なるものと言ってよいだろう。しかし、著者の方法と朝尾の方法を対照すると、二つの大きな差異がある。

一つの差異は、朝尾身分論が平民共同体を主体とし、そこから疎外される賤民共同体を客体とする言説であるのに対して、著者はかわた身分仲間の自生性・主体性の基盤としての草場制に着目することによって、かわた身分仲間を主体に据えることにある。このことに成功したことで、本書は、和歌山徳川藩領における地域社会と政治世界の特質を多元的に解明することができたと言ってよいだろう。

もう一つの差異は、朝尾身分論が一元的な共同体決定説をとり、国家的編成は外被にすぎないとするのに対して、「かわた身分を含む村落社会・地域社会は領主権力の及ばない小宇宙ではない」とし、かわた身分仲間は一次的には社会のなかで形成され、領主権力は二次的に関与するとして、「社会と権力が結合した社会身分論」の展開をめざしていることにある。朝尾身分論が近世政治起源説へのアンチテーゼだとすれば、著者の方法的企図は、近世政治起源説と共同体決定説の統合化(ジンテーゼ)にあった



と推察する。

かわた身分仲間を主体に据えたこと、「社会と権力が結合した社会身分論」の展開をめざしたこと、ここに著者の方法的優位性があると言わなければならない。では、著者は、「社会と権力が結合した社会身分論」を展開しているのだろうか。

著者は、地域社会の差別が一次的であり、権力による身分の制度化が二次的とするだけで、一次・二次の順序づけが歴史的な先後関係にすぎないのか、どのような本質的な違いがあるのか、について検討を加えておらず、地域社会の差別は中世に起源をもつと指摘するにとどまっ

ている。

かわた身分の形成をめぐる一次的関与とされる「共同体からの排除」は地域社会の慣行・習俗レベルのことであり、二次的関与であるかわた身分の制度化・固定化は法的・制度的なレベルのことで、両者は位相が異なる歴史事象であるとともに、相互に対抗しあう歴史事象でもある。近世幕藩体制下において、なぜ「社会と権力の結合」が図られたのか、そもそも中世に起源をもつ被差別民・被差別身分制とはどのように形成されたのか。本書の研究は、近世身分制研究の到達点と、なお検討すべき課題の所在を示しているものと考えられる。